

監査の結果

1 監査対象部等

社会教育部（次に掲げる課等）

2 監査の対象課等の主な事務

（1）社会教育課

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則第3条に規定する分掌事務。

（2）公民館（依知南公民館、睦合西公民館、緑ヶ丘公民館）

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則第8条に規定する分掌事務。

（3）スポーツ推進課

厚木市教育委員会事務局及び教育機関の組織等に関する規則第3条に規定する分掌事務。

3 監査の方法

財務に関する事務の執行を主に、事務事業が適正かつ効率的に行われているかについて、対象期間（平成31年4月1日から令和元年12月31日まで）における次に掲げる事務について監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

（1）収入に関する事務

（2）支出に関する事務

（3）契約に関する事務

（4）財産・物品の管理に関する事務

（5）庶務その他事務

4 監査を行った期間

令和2年2月6日から令和2年3月25日まで

5 監査の結果

平成31年4月1日から令和元年12月31日までに執行された監査対象課における収入事務、支出事務、契約事務、財産・物品管理事務、庶務その他事務については、条例及び規則等に基づき、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。

なお、事務執行上留意・検討すべき事項については、口頭により指導した。